

令和3年第2回定例会 総務経済委員会 委員長報告

おはようございます。ご報告申し上げます。

今期定例会において、総務経済委員会に付託された案件は、議案4件です。その審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しがお手元に配付されていると思いますので、ご参照ください。

当委員会は、6月9日に関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

これより、付託表の順序に従い、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第42号 狭山市土地開発基金条例を廃止する条例については、

質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 狭山市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

○個人市民税で、非課税限度額における国外居住親族の取扱いが見直しとなる対象者は、との質疑に。

●年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族で、留学している者、障害者、日本国内から38万円以上の送金を受けているもの以外が扶養の対象外となるような改正、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

○本議案の他に、改正が必要となる条例は無いのか、との質疑に。

●総務部として、捉えている案件はあるが、国から改正の参考例等の基準が示された後にとりかかりたい、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和3年度狭山市一般会計補正予算（第2号）、歳入20款繰入金及

び歳出2款総務費、債務負担行為補正、について申し上げます。

まず、歳入20款繰入金及び歳出2款総務費については質疑なく、次に、債務負担行為補正について申し上げます。

○本事業を官民連携の手法によるリース方式とした理由は、との質疑に。

●民間事業者のノウハウと資金を活用することにより、財政負担の平準化、維持管理の効率化を図ることができることと、公共施設等総合管理計画等により、施設総量を40年間で30%削減することの範囲内で整備を行うこととされていることからリース方式を選択した、との答弁。

○今後、狭山市の公共施設を整備する際には、官民連携の手法を使用するのか、との質疑に。

●全ての施設について官民連携の手法を用いることは決まっていない、との答弁。

○10年間のリース終了後の措置は、との質疑に。

●リース終了後については、事業期間が終了する令和14年度末の2年前から、その時点での社会情勢等を考慮して再リースまたは建物の無償譲渡等について、事業者と協議する、との答弁。

○保育所の移転に関しては、民営として委託する場合には、補助金の活用が考えられるが、民営と公設についてそれぞれ検討したのか、との質疑に。

●移転後の保育所を基幹型保育所として位置づけ、直営とする方針があることから、民営化して補助金を活用する検討は行っていない、との答弁。

採決に当たり、議案第50号について、継続審査の動議が田中委員より提出されました。

この債務負担行為については、事業の詳細な内容は文教厚生委員会で説明されてきた。その内容が総務経済委員会で十分に説明されないままでは、責任の欠如した採決となるおそれがあり、事業内容やその債務負担の金額が適正かを閉会中に十分精査する必要があると考えられるため、継続審査の動議を提出した、との提案の趣旨説明がありました。

この動議に対する、提出者への主な質疑について申し上げます。

○議案第50号全般を継続審査とするのか、との質疑に。

○議案第50号中の他の部分については、特に問題ないと考えるが、債務負担行為については、明確に納得いくような内容まで説明して頂きたいと考えている、との答弁。

○債務負担行為だけを抽出し、分割して継続審査とすることは現実的に難しいのではないか、との意見がありました。

この意見を受けて、調査をしたところ、本議案については修正案が提出されない限りは分割して継続審査とすることは困難であることがわかりました。

継続審査について採決した結果、賛成少数で継続審査は否決されました。

議案第50号の採決の結果、退室した委員を除き、多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重審議のうえ、当委員会の決定どおり、よろしくお願い申し上げます、報告といたします。